

2 1 川 監 公 第 1 5 号

平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 5 項及び第 7 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 松 川 欣 起

同 奥 宮 京 子

同 後 藤 晶 一

同 宮 原 春 夫

監査の種別 財政援助団体等監査

監査の対象

1 財政援助団体

(1) 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

(所管部局 市民・こども局こども本部こども支援部、同保育課、こども青少年部青少年育成課、健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課、保健医療部健康増進課、障害保健福祉部障害計画課)

2 出資団体

(1) 川崎市土地開発公社

(所管部局 財政局管財部土地審査課)

(2) 財団法人川崎市身体障害者協会

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(3) 財団法人川崎市まちづくり公社

(所管部局 まちづくり局総務部庶務課)

(4) みぞのくち新都市株式会社

(所管部局 まちづくり局総務部庶務課)

3 指定管理者

(1) 社会福祉法人青丘社

公の施設の名称 川崎市ふれあい館

(所管部局 市民・こども局こども本部こども青少年部青少年育成課)

(2) 社会福祉法人大慈会

公の施設の名称 川崎市みぞのくち保育園

川崎市くじ保育園

(所管部局 市民・こども局こども本部こども支援部保育課)

(3) 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

公の施設の名称 川崎市小田中保育園

川崎市小田中乳児保育園

(所管部局 市民・こども局こども本部こども支援部保育課)

公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホームひらまの里

川崎市特別養護老人ホーム長沢壮寿の里

川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

公の施設の名称 川崎市多摩老人福祉センター

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

公の施設の名称 柿生学園

くさぶえの家

ふじみ園

かじがや障害者デイ・サービスセンター

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

公の施設の名称 川崎市南部身体障害者福祉会館

川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(4) 社会福祉法人和楽会

公の施設の名称 かわさき総合ケアセンター（井田老人デイサービス
センター及び井田老人介護支援センター）

川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(5) 財団法人川崎市身体障害者協会

公の施設の名称 川崎市中部身体障害者福祉会館

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(6) 社会福祉法人育桜福祉会

公の施設の名称 川崎市わーくす高津

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

公の施設の名称 川崎市北部身体障害者福祉会館

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(7) 社会福祉法人電機神奈川福祉センター

公の施設の名称 川崎市わーくす大師

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(8) 麻生区内複合福祉施設共同事業体

公の施設の名称 麻生区内複合福祉施設 (川崎市北部リハビリテーションセンター及び川崎市百合丘老人いこいの家)

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(9) 社会福祉法人ともかわさき

公の施設の名称 三田福祉ホーム

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(10) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市総合福祉センター

(所管部局 健康福祉局地域福祉部地域福祉課)

監査の範囲 主として平成20年度執行に係る出納その他の事務

監査の期間 平成21年9月1日から

平成21年12月3日まで

監査の結果

今回の監査は、財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出

資団体は当該出資に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者は当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営などについて適切な指導監督等を行っているかについて実施した。

監査に当たっては、関係書類について抽出による検査を行うとともに、現地を調査し、関係者から説明を聴取した。

その結果、次の改善措置を要する事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

1 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 補助金について検討すべきもの

財団法人川崎市身体障害者協会（以下「身障協会」という。）に対する運営費補助金は、財団法人川崎市身体障害者協会運営費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されており、補助対象事業、補助基本額及び補助対象経費は、交付要綱別表中に規定されている。

当該補助金についてみたところ、次のような事例があったので補助金の適正な交付について見直しを検討されたい。

ア 補助金の精算に当たり適正に措置すべきもの

補助対象事業に係る対象経費について、事業実績報告書及び収支決算報告書をみたところ、補助対象外の経費が含まれていた。

交付要綱では、事業内容又は事業経費の配分等の変更の場合は、第6条第1項で市長の承認を受けることと規定されているが、この手続は行われていなかった。

また、交付要綱第9条では、補助基本額と当該事業に要する経費の

実支出額とを比較し、いずれか少ない額を補助額として確定し、補助金の精算を行うことと規定されていることから、本件では当該対象外経費を除いた実支出額と比較し、補助金額を確定する必要がある。

市は、補助金の精算に当たっては、交付要綱及び川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年規則第7号）に基づき適切に措置されたい。

イ 交付要綱の見直しについて検討すべきもの

補助対象事業について収支決算報告書をみたところ、利用者から利用料を徴収し身障協会の収入としていた。

利用料収入の取扱いについて交付要綱では特に規定されていないが、利用者負担により収益を上げている事業に対し事業費を全額補助することは適切ではないことから、当該収入は補助金額から減額すべきである。

また、利用料収入は当該事業に要する事務経費に充当してきたとのことであるが、当該経費が補助対象であるならば、内容を精査し実支出額を明らかにした上で補助金額を確定することが必要となる。

いずれにしても補助対象となる経費は交付要綱に規定すべき事項であり、利用料収入の取扱いと併せて適切な対応が必要であることから、市は交付要綱の見直しについて検討し、補助金の適正な交付に努められたい。

ウ 補助金のあり方について検討すべきもの

交付要綱をみると、当該補助金は身障協会が事業を実施するに当たり適切かつ健全な運営を図ることを目的として交付されている。

身障協会の財政状況をみると、平成18年度以降内部留保資金が年々増加しており、20年度末の次期繰越収支差額は補助金額を上回

っている。

このように多額の内部留保資金が生じている状況にあって、事務局の運営に要する人件費及び事務費並びに事業に要する経費に対し補助金を交付することは、対象団体の自主性・自立性を高める観点からも見直す必要があるものと考えられる。

団体育成を目的とする補助金の交付に当たっては、経営状況を考慮するなど補助の基準を明確にし、補助の目的、対象及び必要性について検討されたい。

（健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課）

（２）委託事業について要綱等を見直すべきもの

市は、身体障害者のためのコンピュータ基礎研修講座事業を身体障害者のためのコンピュータ基礎研修講座実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、身障協会に委託実施している。

要綱をみたところ、昭和６３年に制定され、その後平成６年の改正以降見直しされていなかった。このため、新たな事業を追加しているにもかかわらず実施場所、内容等が要綱制定時のままであるなど、実際に行われている事業内容と大きく異なっている事例がみられた。

さらに受講生の募集及び選考に関する業務をみると、業務名が記載されているだけで内容が明確に規定されておらず、報告されている実施内容は、翌年度の受講生の募集・選考となっているなど適切ではない事例があった。

要綱は、事業実施の根拠となるものであることから、他の者に委託して実施する場合は、事業の執行管理の上でも内容をできるだけ明確に規定すべきである。

また、当該事業は事業開始から20年以上経過しており、平成18年から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が施行されるなど、障害者を取り巻く環境は大きく変化しており、事業実績をみても受講者数が減少している。

市は、当該事業の実施に当たっては、社会経済状況の変化や利用者のニーズにも配慮が必要であることから、要綱の見直しにとどまらず事業内容の点検や効果の検証を行い、事業継続の必要性を含め事業全体を見直されたい。

（健康福祉局障害保健福祉部障害計画課）

（3）委託事業の実施に当たり適正に行うべきもの

市は、障害者の明るいくらし促進事業を、川崎市障害者の明るいくらし促進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、身障協会へ委託実施している。

実施要綱では、当該事業は、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、様々な障害のある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、必要な社会参加促進施策を総合的かつ効果的に実施し、障害者に対する市民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進することを目的とし実施すると規定している。

当該事業について事業報告書をみたところ、これらの事業の多くは各障害別団体において実施されており、利用者は各団体の会員が中心で、広く市民を対象としたものとはなっていなかった。

例えば、普及啓発事業をみると、実施要綱では、障害の正しい理解と障害者に対する偏見、差別を是正するためとして啓発ポスター、パンフレット等の発行、講習会・講演会・学習会等の開催を挙げ、なるべく多

くの障害者、地域住民が参加できるよう配慮することと規定しているが、内容が特定されておらず明確ではないこともあり、実施内容をみると、受託団体である身障協会の機関紙・会報が発行され、講習会等は開催されていないなど、委託内容とは異なる内容であり適切ではなく、また、市民に対する普及啓発とはなっていなかった。

そのほか、生活訓練事業でも、日常生活上必要な訓練・指導を委託しているところであるが、懇親を兼ねた宿泊旅行、食事代など委託内容と大きくかけ離れた内容となっているものが多数あった。

事業の実施に当たって、身障協会は、事業目的を達成するよう執行状況を管理し、事業を適切に実施しなければならない。また、市は、要綱に基づく事業を委託実施する場合は、事業の内容をできるだけ明確にし、事業が目的どおり実施されているかについて適切に検査確認を行わなければならない。

市は、委託内容が契約書に基づき履行されているかについて内容審査を行うなど適切に措置するとともに、実施要綱の見直しを行い適正に事業を実施されたい。

(財団法人川崎市身体障害者協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(4) 公益法人会計基準に準拠した会計処理を行うべきもの

財団法人川崎市まちづくり公社（以下「公社」という。）は、「公益法人会計基準の改正等について」（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づく公益法人会計基準（以下「公益法人会計基準」という。）によって会計処理を行っている。

公益法人会計基準によると、担保に供している資産及び関連当事者との取引の内容は、財務諸表に注記しなければならないとされている。しかし、公社の平成20年度財務諸表をみたところ、川崎市に対して担保に供している資産について注記がなく、関連当事者である川崎市との取引につき一部の注記がなかった。

また、公益法人会計基準別表の貸借対照表に係る科目及び取扱要領によると、返済期限が1年以内となった長期借入金は、流動負債の短期借入金に含まれるとされている。しかし、公社の平成20年度財務諸表をみたところ、貸借対照表において、返済期限が1年以内となった長期借入金、流動負債の短期借入金ではなく固定負債の長期借入金に含まれていた。

市は、公社に対し、公益法人会計基準に基づいて会計処理を行うよう指導されたい。

(財団法人川崎市まちづくり公社)

(5) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項の概要は次のとおりである。

ア 要綱を改めるべきもの

工事指名業者選定委員会の委員として定められている職が現存しないことなど要綱を改めていなかった事例

(川崎市土地開発公社)

イ 備品の管理について改善すべきもの

備品の管理につき、備品票をちょう付せず、適正に管理していなかった事例

(川崎市土地開発公社)

ウ 新公益法人会計基準の適用を指導すべきもの

会計処理が、平成１６年改正以前の公益法人会計基準により行われていた事例

(財団法人川崎市身体障害者協会)

２ 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

(１) 正確な収支状況を報告すべきもの

社会福祉法人大慈会から提出された川崎市みぞのくち保育園の収支報告について、会計帳簿等と突合したところ、本市の指定管理業務経費ではない法人本部の運営経費が、会議費において１７３，７７０円、雑費において６４，８５０円、旅費交通費において７，６４０円含まれていた。指定管理者は市に対し指定管理業務経費について正確な収支状況を報告する必要があった。

市は、公の施設の管理運営状況を的確に把握する必要があり、正確な収支状況を報告するよう指定管理者に対して指導されたい。

(社会福祉法人大慈会)

(２) 適正な事業報告を求めるべきもの

指定管理者は、管理業務に関して事業報告書を作成し、市に提出することとされているが、社会福祉法人育桜福祉会及び社会福祉法人和楽会についてみたところ、その内容において不備又は不明確な報告事例があった。

市は、指定管理の管理運営状況について正しく把握し、適切に指導を

行う必要があることから、事業報告について適正な報告を求められたい。

ア 川崎市北部身体障害者福祉会館についてみたところ、管理業務の実施状況報告につき、報告すべき業務が報告されていなかった事例、業務の利用状況報告につき、利用者数に不明確な報告がされていた事例があった。

（社会福祉法人育桜福祉会）

イ 井田老人デイサービスセンター及び井田老人介護支援センターについてみたところ、管理業務の実施状況報告につき、報告すべき業務が報告されていなかった事例及び事業実施内容が前年度と同一のまま報告されていた事例、また、事故報告につき、件数が増加しているものの、本文において前年度の件数が報告されていた事例があった。

なお、事故報告について、利用者の安全で安心な生活の場を提供する施設においては、特に細心の注意を払うべきものであり、正しく事業報告がされる必要があるため、適切な指導を望むものである。

（社会福祉法人和楽会）

（３）設備の活用について検討すべきもの

川崎市北部リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）は、平成２０年４月１日に開設された新しい施設である。センターをみたところ、百合丘日中活動センターの事業に用いている部屋に、未使用のパン製造設備があった。これは、障害者自立支援法の施行に伴い、センターで行う事業が当初の見込みよりも増加し、パンの製造作業を行うことが難しくなったことなどによるものである。

市は、当該設備の活用方法につき指定管理者と協議されたい。また、

センターにおける活用が将来的にも困難であれば、他の施設へ移設、譲渡することも検討されたい。

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(4) 入居者の給食費負担につき書面により利用者に説明を行うべきもの

障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)第11条によれば、利用者に求めることのできる金銭の支払につき、その使途及び額並びに理由を書面によって明らかにし、利用者へ説明を行い、その同意を得ることとされている。

しかしながら、三田福祉ホームでは、入居者の給食費の請求において、書面による説明と同意を得ていなかった。

市は、指定管理者が、給食費の支払につき書面により負担の理由等を明らかにし、利用者に対して説明を行い、その同意を得るよう指導されたい。

(社会福祉法人ともかわさき)

(5) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項の概要は次のとおりである。

ア 市の所有に属する備品の管理を適切に行うべきもの

(ア) 廃棄等による不存在のため備品整理簿と照合できなかった事例

(市民・こども局こども本部こども青少年部青少年育成課、こども支援部保育課、健康福祉局地域福祉部地域福祉課、障害保健福祉部障害福祉課)

(イ) 購入した備品が備品整理簿に登載されていなかった事例

(市民・こども局こども本部こども支援部保育課、健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(ウ) 保管換えの手続が行われていなかった事例

(市民・こども局こども本部こども支援部保育課)

(エ) 財務会計システムによる備品整理簿を作成していなかった事例

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課)

イ 基本協定書に基づき業務計画書を提出させるべきもの

川崎市ふれあい館について、基本協定書で定められている毎年度の業務計画書の提出を求めていなかった事例

(市民・こども局こども本部こども青少年部青少年育成課)

ウ 基本協定書に基づき業務計画書を提出すべきもの

三田福祉ホームについて、提出された業務計画書が法人全体の計画書であり、指定管理施設の事業計画書が提出されていなかった事例

(社会福祉法人ともかわさき)

エ 指定管理者が企画する事業について事業計画書に定めるべきもの

川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎について、事業計画に定めるところなく指定管理者が企画した事業を行い、第三者に施設の一部を貸与し、居室使用料を徴していた事例

(社会福祉法人和楽会)

オ 施設の事業内容に応じた報告を求めるべきもの

川崎市ふれあい館について、指定管理者に提出を求める事業報告書

の様式が、施設の事業内容を考慮していなかった事例

(市民・こども局こども本部こども青少年部青少年育成課)

カ 提出する管理業務報告書に記載する事項を基本協定書に定めるべきもの

川崎市わーくす高津について、基本協定書に管理業務報告書の提出は定められているが、記載すべき事項を定めるなど所要の手続がとられていなかった事例

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

キ 施設の利用につき減免の制度が活用されるようにすべきもの

川崎市総合福祉センターについて、施設を利用する場合の具体的な減免の取扱いを要綱に定めておらず、減免の制度が活用されていなかった事例

(健康福祉局地域福祉部地域福祉課)

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体及び対象施設の概要

(基本財産及び資本金は平成21年3月31日現在)

1 財政援助団体

(1) 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

団体及び財政援助の概要

設立年月日	昭和61年2月1日		
設立目的	市と一体となって、川崎市社会福祉事業の推進を図り、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。		
財政援助の種類	補助金 4億5,088万円		
主な補助金	戸手本町2丁目地内保育所整備事業補助	2億3,522万円	
	川崎市社会福祉事業団運営費補助	1億709万円	

2 出資団体

(1) 川崎市土地開発公社

団体の概要

設立年月日	昭和48年2月1日		
設立目的	公共用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。		
基本財産	2,000万円		
本市の出捐状況	2,000万円(100%)		

(2) 財団法人川崎市身体障害者協会

団体の概要

設立年月日	昭和59年3月30日		
設立目的	川崎市内の身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を実施するとともに、身体障害者の自立更生と福祉向上に寄与することを目的とする。		
基本財産	1,450万円		
本市の出捐状況	1,000万円(69%)		

(3) 財団法人川崎市まちづくり公社

団体の概要

設立年月日	昭和28年12月24日
設立目的	川崎市における良好な都市環境の形成に関する調査及び研究並びに都市環境に適した施設等の整備を行うことにより、活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。
基本財産	5億円
本市の出捐状況	4億8,100万円(96%)

(4) みぞのくち新都市株式会社

団体の概要

設立年月日	平成7年8月29日
設立目的	川崎市高津区溝口地区の商業振興及び地域コミュニティに寄与すべく複合再開発ビルの管理運営を行うことを目的とする。
基本財産	3億円
本市の出資状況	1億500万円(35%)

3 指定管理者

(1) 社会福祉法人青丘社

公の施設の名称 川崎市ふれあい館

施設の概要

設置目的	日本人と韓国・朝鮮人を主とする在日外国人が、市民として相互のふれあいを推進し、互いの歴史、文化等を理解し、もって基本的人権尊重の精神に基づいたともに生きる地域社会の創造に寄与するため。
設置場所	川崎市川崎区桜本1丁目5番6号
主な事業内容	1 日本人と在日外国人の相互理解を深めるための講座、講演会等を開催すること。 2 文化交流活動を推進すること。 3 歴史、文化等に関する資料の収集、展示等を行うこと。 4 施設及び設備を利用に供すること。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
指定管理料	3,257万円

(2) 社会福祉法人大慈会

公の施設の名称 川崎市みぞのくち保育園

川崎市くじ保育園

施設の概要

ア 川崎市みぞのくち保育園

設置目的	児童福祉法第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため。
設置場所	川崎市高津区溝口4丁目19番2号
主な事業内容	1 児童福祉法第24条第1項の規定による保育 2 児童福祉法第48条の3第1項の規定による情報の提供、相談及び助言 3 延長保育 4 一時保育 5 地域子育て支援センター事業
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
指定管理料	2億377万円

イ 川崎市くじ保育園

設置目的	児童福祉法第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため。
設置場所	川崎市高津区久地3丁目16番1号
主な事業内容	1 児童福祉法第24条第1項の規定による保育 2 児童福祉法第48条の3第1項の規定による情報の提供、相談及び助言 3 延長保育
指定期間	平成19年4月1日から平成24年3月31日まで
指定管理料	1億232万円

(3) 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

公の施設の名称 川崎市小田中保育園・川崎市小田中乳児保育園

川崎市特別養護老人ホームひらまの里

川崎市特別養護老人ホーム長沢壮寿の里

川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里

川崎市多摩老人福祉センター

柿生学園

くさぶえの家

ふじみ園

かじがや障害者デイ・サービスセンター

川崎市南部身体障害者福祉会館

川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館

施設の概要

ア 川崎市小田中保育園・川崎市小田中乳児保育園

設置目的	児童福祉法第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため。
設置場所	川崎市中原区下小田中1丁目1番1号
主な事業内容	1 児童福祉法第24条第1項の規定による保育 2 児童福祉法第48条の3第1項の規定による情報の提供、相談及び助言 3 延長保育
指定期間	平成19年4月1日から平成24年3月31日まで
指定管理料	1億8,950万円

イ 川崎市特別養護老人ホームひらまの里

設置目的	老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市中原区上平間611番地1
主な事業内容	1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を除く。）に関すること。 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関すること。 3 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関すること。 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関すること。 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関すること。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
指定管理料	0円（利用料金収入のみで運営）

ウ 川崎市特別養護老人ホーム長沢壮寿の里

設置目的	老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市多摩区長沢2丁目11番地1号
主な事業内容	1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を除く。）に関すること。 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関すること。 3 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関すること。 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関すること。 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関すること。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
指定管理料	0円（利用料金収入のみで運営）

エ 川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里

設置目的	老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市多摩区中野島6丁目13番5号
主な事業内容	1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を除く。）に関する事。 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関する事。 3 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関する事。 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行う事。 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関する事。 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関する事。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
指定管理料	0円（利用料金収入のみで運営）

オ 川崎市多摩老人福祉センター

設置目的	老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市多摩区中野島5丁目2番30号
主な事業内容	1 老人のための生活相談及び健康相談に関する事。 2 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関する事。 3 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関する事。
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
指定管理料	5,177万円

カ 柿生学園

設置目的	心身障害者（その疑いのある者を含む。）に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市麻生区五力田2丁目20番10号
主な事業内容	1 障害者自立支援法（以下「法」という。）第5条第6項に規定する生活介護に関する事。 2 法第5条第11項に規定する施設入所支援に関する事。 3 法第5条第8項に規定する短期入所に関する事。 4 法第5条第17項に規定する相談支援に関する事。 5 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により介護を必要とする法第4条第1項に規定する障害者に対する昼間における排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与に関する事。 6 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
指定管理料	2億4,657万円

キ くさぶえの家

設置目的	心身障害者(その疑いのある者を含む。)に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市高津区末長1, 289番地
主な事業内容	1 障害者自立支援法(以下「法」という。)第5条第6項に規定する生活介護に関する事 2 法第5条第13項に規定する自立訓練に関する事 3 法第5条第17項に規定する相談支援に関する事。 4 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
指定管理料	4, 034万円

ク ふじみ園

設置目的	心身障害者(その疑いのある者を含む。)に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市川崎区大島1丁目8番6号
主な事業内容	1 生活介護に関する事。 2 障害者自立支援法第5条第15項に規定する就労継続支援に関する事。 3 相談支援に関する事。 4 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
指定管理料	1, 313万円

ケ かじがや障害者デイ・サービスセンター

設置目的	心身障害者(その疑いのある者を含む。)に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市川崎区大島1丁目8番6号
主な事業内容	1 生活介護に関する事。 2 相談支援に関する事。 3 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
指定管理料	4, 788万円

コ 川崎市南部身体障害者福祉会館

設置目的	身体障害者の自立更生を援助するとともに、身体障害者の福祉に係る地域活動を促進し、もって地域における身体障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市川崎区大島1丁目8番6号
主な事業内容	1 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行う事。 2 身体障害者の社会生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施に関する事。 3 障害者自立支援法(以下「法」という。)第5条第6項に規定する生活介護に関する事。 4 法第5条第15項に規定する就労継続支援に関する事。 5 法第5条第17項に規定する相談支援に関する事。 6 身体障害者福祉団体等の行う身体障害者の福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜を提供する事。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
指定管理料	3, 069万円

サ 川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館

設置目的	身体障害者の自立更生を援助するとともに、身体障害者の福祉に係る地域活動を促進し、もって地域における身体障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市多摩区中野島6丁目13番5号
主な事業内容	1 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと。 2 身体障害者の社会生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施に関する事。 3 障害者自立支援法(以下「法」という。)第5条第6項に規定する生活介護に関する事。 4 法第5条第15項に規定する就労継続支援に関する事。 5 法第5条第17項に規定する相談支援に関する事。 6 身体障害者福祉団体等の行う身体障害者の福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜を提供すること。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
指定管理料	6,574万円

(4) 社会福祉法人和楽会

公の施設の名称 かわさき総合ケアセンター(井田老人デイサービスセンター及び井田老人介護支援センター)

川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎

施設の概要

ア かわさき総合ケアセンター(井田老人デイサービスセンター及び井田老人介護支援センター)

設置目的	高齢者等が地域において健康で安心できる生活を支援するため、保健、医療及び福祉の連携を図ることにより、高齢者等に対する総合的ケアサービスの提供を推進し、もって市民の健康の保持及び福祉の増進に寄与すること。
設置場所	川崎市中原区井田2丁目27番1号
主な事業内容	1 通所介護事業 2 居宅介護支援事業
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
指定管理料	0円(利用料金収入のみで運営)

イ 川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎

設置目的	老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市幸区南加瀬1丁目7番14号
主な事業内容	1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を除く。）に関すること。 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関すること。 3 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関すること。 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関すること。 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関すること。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
指定管理料	0円（利用料金収入のみで運営）

（５）財団法人川崎市身体障害者協会

公の施設の名称 川崎市中部身体障害者福祉会館

施設の概要

設置目的	身体障害者の自立更生を援助するとともに、身体障害者の福祉に係る地域活動を促進し、もって地域における身体障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中原区小杉御殿町2丁目114番地1
主な事業内容	1 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと。 2 身体障害者の社会生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施に関すること。 3 障害者自立支援法（以下「法」という。）第5条第6項に規定する生活介護に関すること。 4 法第5条第15項に規定する就労継続支援に関すること。 5 法第5条第17項に規定する相談支援に関すること。 6 身体障害者福祉団体等の行う身体障害者の福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜を提供すること。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
指定管理料	3,472万円

（６）社会福祉法人育桜福祉会

公の施設の名称 川崎市わーくす高津

川崎市北部身体障害者福祉会館

施設の概要

ア 川崎市わーくす高津

設置目的	障害者に対し知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与するとともに、障害者に対する就労の機会の提供等を行い、もって障害者の福祉の増進を図る。
設置場所	川崎市高津区溝口1丁目18番16号
主な事業内容	1 障害者自立支援法（以下「法」という。）第5条第15項に規定する就労継続支援に関すること。 2 法第5条第17項に規定する相談支援に関すること。 3 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
指定管理料	0円（利用料金収入のみで運営）

イ 川崎市北部身体障害者福祉会館

設置目的	身体障害者の自立更生を援助するとともに、身体障害者の福祉に係る地域活動を促進し、もって地域における身体障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市高津区溝口1丁目18番16号
主な事業内容	1 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと。 2 身体障害者の社会生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施に関すること。 3 障害者自立支援法（以下「法」という。）第5条第6項に規定する生活介護に関すること。 4 法第5条第15項に規定する就労継続支援に関すること。 5 法第5条第17項に規定する相談支援に関すること。 6 身体障害者福祉団体等の行う身体障害者の福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜を提供すること。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
指定管理料	2,643万円

（7）社会福祉法人電機神奈川福祉センター

公の施設の名称 川崎市わーくす大師

施設の概要

設置目的	障害者に対し知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与するとともに、障害者に対する就労の機会の提供等を行い、もって障害者の福祉の増進を図る。
設置場所	川崎市川崎区東門前1丁目11番6号
主な事業内容	1 障害者自立支援法（以下「法」という。）第5条第14項に規定する就労移行支援に関すること。 2 法第5条第15項に規定する就労継続支援に関すること。 3 法第5条第17項に規定する相談支援に関すること。 4 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
指定管理料	0円（利用料金収入のみで運営）

(8) 麻生区内複合福祉施設共同事業体

公の施設の名称 麻生区内複合福祉施設（川崎市北部リハビリテーションセンター及び川崎市百合丘老人いこいの家）

施設の概要

設置目的	<川崎市北部リハビリテーションセンター> 障害者に対し知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与するとともに、障害者に対する就労の機会の提供等を行い、もって障害者の福祉の増進を図る。 <川崎市百合丘老人いこいの家> 老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため
設置場所	川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2
主な事業内容	<川崎市北部リハビリテーションセンター> 1 百合丘障害者センターの事業 2 百合丘日中活動センターの事業 3 百合丘地域生活支援センターの事業 <川崎市百合丘老人いこいの家> 老人に対し健全ないこいの場を提供すること。
指定期間	平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
指定管理料	1億444万円

(9) 社会福祉法人ともかわさき

公の施設の名称 三田福祉ホーム

施設の概要

設置目的	現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする。
設置場所	川崎市多摩区三田2丁目3, 256番地
主な事業内容	障害者自立支援法第5条第22項の規定に基づき、障害者に対し適切な管理の下に、居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与すること。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
指定管理料	1,367万円

(1 0) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市総合福祉センター

施設の概要

設置目的	福祉に関する情報の収集及び提供等を行うとともに、市民による福祉活動を支援することにより、市民の主体的な活動による地域福祉の推進を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため。
設置場所	川崎市中中原区上小田中6丁目2番5号
主な事業内容	1 福祉に関する情報の収集及び提供並びに相談に関すること。 2 市民による福祉活動を促進するための講習、講座等の開催に関すること。 3 施設及び設備を利用に供すること。 4 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成18年9月1日から平成23年3月31日まで
指定管理料	1億6,885万円